浜田市窓口キャッシュレス決済端末導入業務仕様書

1　業務名

浜田市窓口キャッシュレス決済端末導入業務

2　目的

浜田市役所窓口の証明書等の支払手段にキャッシュレス決済端末を導入し、市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

3　履行期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4　端末の設置場所

浜田市総合窓口課、税務課及び 4 支所市民窓口課

5　業務の概要

(1)　キャッシュレス決済端末の提供

(2)　端末のセットアップのサポート

(3)　運用業務に必要なマニュアル提供

(4)　その他、本業務に必要なもの

6　端末

(1)　仕様等

ア　クレジットカード、電子マネーIC カード、QR コード決済アプリ（以下、「クレジットカード等」という。）の読取・決済が可能であること。

イ　POS 機能があり、商品選択ができること。商品・金額は発注者が管理画面で登録できること。また、現金及びキャッシュレス両方の管理ができること。

ウ　決済日時、クレジットカード等の種別、金額、商品等の各種データがリアルタイムで管理画面から確認できる機能を備えていること。また、当該集計データを発注者が管理画面等から CSV ファイルとして出力できること。

エ　キャッシュレスにより決済した旨記載されているレシート

が発行可能であること。

オ　レジ等と連携しなくとも、本端末だけで決済が可能であること。

カ　原則としてLTE等の通信機器を内蔵し、端末単体で決済ネットワークに接続でき、持ち運びできること。

キ　決済誤りにその場で気付いた場合、当該決済を取り消す機能があること。

ク　PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。

ケ　読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。

コ　カードリーダーのセキュリティはPCI PTS（PIN Transaction Security）設定を取得していること。

サ　バーコードの読み取りが可能であるバーコードリーダー（バーコードスキャナー）を備えること。

シ　設置する端末は全て同一機種とし、新品未使用品であること。

(2)　数量

ア　(1)の仕様に適合する端末6台

イ　その他、6台分の周辺機器（適宜）

7　キャッシュレス決済の利用開始日

令和7年10月1日（水）

8　指定納付受託の方法等

受注者は、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となる。

(1)　キャッシュレス決済の種類

次のアからウに掲げるキャッシュレスサービスを提案すること。その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

ア　クレジットカード

「VISA」、「Mastercard」、「JCB」を含むこと。

イ　非接触型電子マネー

「Suica」、「PASMO」、「ICOCA」、「nanaco」、「Edy」、「WAON」を含むこと。

ウ　ＱＲコード決済アプリ

「PayPay」、「楽天 Pay」、「ｄ払い」、「au PAY」を含むこと。

エ　その他

端末の運用開始時点で利用を開始できないブランド等があれば、提案の中に各ブランドの開始時期の目途を記載すること。

(2)　指定納付受託の方法等

ア　クレジットカード等により決済した売上は、原則、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、発注者が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。

イ　上記で納付された売上に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、別途、受注者の請求により支払う。なお、この請求額に１円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

ウ　売上の振込手数料は、受注者が負担すること。

エ　各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。

オ　全てのブランドの立替金の納付は一元的に取りまとめること。

カ　各月分の収納金は１回払いのみとする。

キ　現金での返金は行わない。

9　端末のセットアップ

(1)　端末のセットアップについて

ア　端末等の設置、セットアップのサポートを行うこと。

イ　導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

(2)　操作マニュアル

端末の使用及び WEB 管理サイトについて、操作マニュアルを納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

10　その他

(1)　受託者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2)　本市は受託者に必要な情報を提供するものとする。

(3)　業務中に知り得た事項を第三者に漏えいし、または開示してはならない。

(4)　受託者は、本仕様に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合については、本市と受託者が協議の上、決定する。

(5)　受託者は、キャッシュレス決済の不正使用に対し、十分な防止対策及び保証制度を導入すること。

11　参考（手数料収入等　令和6年度決算見込み）

設置場所	総額（千円）
総合窓口課関係収入	15,580千円
本庁税務課関係収入	2,988千円
計	18,568千円